第二条第二項第三号中「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、「改築」の下に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のいずれかに該当するもの

イ　通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する都府県道等における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ　無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

第二条第三項及び第四項中「都道府県道等」を「都府県道等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十八号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「百三十分の三」を「六十五分の二」に改め、同項第三号中「六十分の一」を「四十五分の一」に改め、同条第七項中「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「六十分の一」を「四十五分の一」に改め、同項第三号中「二十分の一」を「十五分の一」に改める。

附則第三条中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号及び第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2　法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定によ